

「農林水産省の所管する研究機関等における 動物実験等の実施に関する基本指針」 について

平成23年12月

農林水産技術会議事務局

1. 背景・経緯

- ① 動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）の改正
（平成18年6月1日施行）

<動物実験に関する改正のポイント>

動物実験に関する理念として、次の3Rに関する規定を整備（(2)及び(3)を追加）

- (1) できる限りその動物に苦痛を与えない方法とすること（Refinement）
(2) できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること（Replacement）
(3) できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること（Reduction）

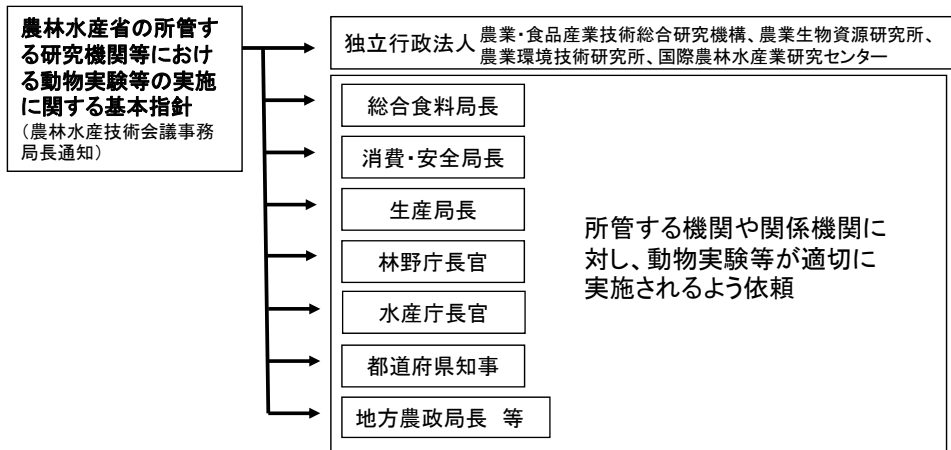
- ② 動物愛護管理法に基づき、環境大臣が、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を策定（平成18年4月告示）

- ③ 文部科学省及び厚生労働省がそれぞれ所管する研究機関等を対象とした独自の動物実験等の実施に関する基本指針を策定（平成18年6月1日）

- ④ 日本学術会議が、研究機関等の規程のモデルとなるガイドラインを策定
（平成18年6月1日）

2. 農林水産省における対応

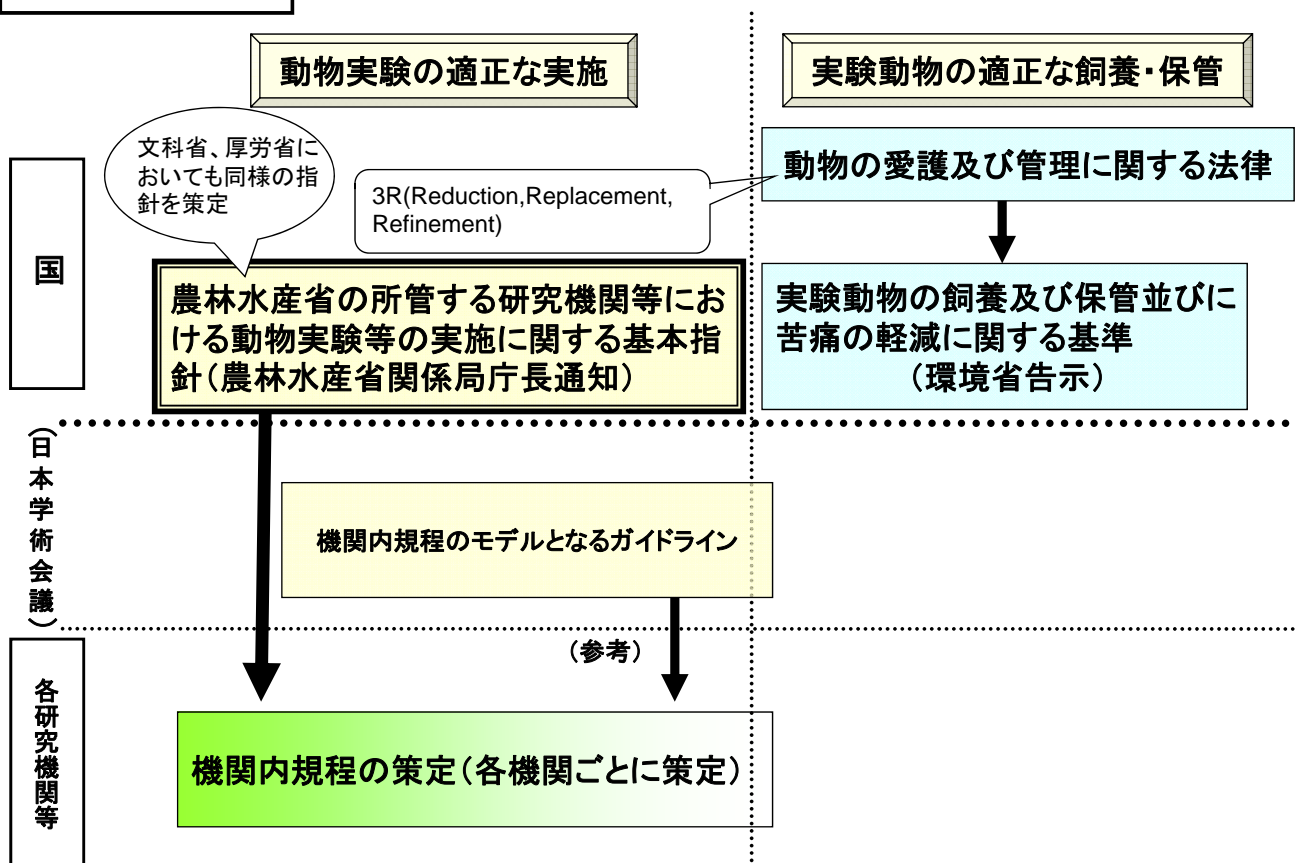
① 「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」を策定し、関係機関等に通知



② 本指針は、基本的に文部科学省等の動物実験指針と同様の内容

- ・研究機関等の長が、機関内の具体的な規程を策定、動物実験委員会を設置、動物実験計画を承認 等
- ・3Rを踏まえた適正な動物実験の実施
- ・実験実施者等への教育訓練、本指針への適合性に関する自己点検及び情報公開の実施

(参考1 枠組み)

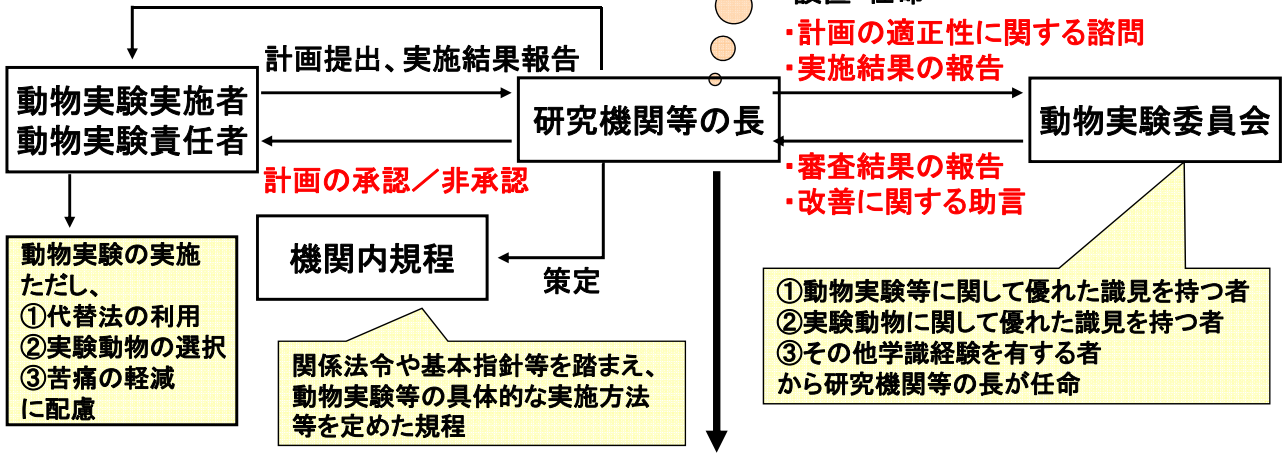


(参考2 各研究機関等における動物実験の流れ)

適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管を行うために必要な基礎知識

教育訓練等

研究機関等における動物実験に関する最終責任者



- 動物実験委員会の助言を受けた改善措置
- 安全管理への配慮
- 教育訓練等の実施
- 基本指針の適合性に関する自己点検・評価の実施、当該研究機関等以外の者による検証の努力
- 動物実験等に関する情報公開(機関内規程、自己点検・評価、検証の結果等)